



発行日 2023.12.5

発行者 瀬良社会保険労務士・FP事務所

代表 瀬良孝司

1 年は早いもので、もう 12 月です。歳を取ると年々早く感じるのは、一説によると「ジャンーの法則」というものだそうです。「記憶される年月の長さは、年少者にはより長く、年長者にはより短く感じられる」というもので、1 歳の時の 1 年は全人生の $1/1$ 、10 歳の時の 1 年は全人生の $1/10$ 、60 歳の時の 1 年は全人生の $1/60$ だからだそうです。なんとなくわかる気がします。人生 1 度ですからポーと生きてはいけませんね。



ポインセチア【フラリエ(名古屋市)】2023.12.4 撮影

【INDEX】

- 健康保険に関する最新情報
令和 5 年度被扶養者資格再確認の実施方法等について 1
- 雇用保険に関する最新情報
雇用保険の適用拡大に関する見直しの方向性(案)について 2
- 医療保険に関する最新情報
後期高齢者の医療保険の負担見直しについて 2
- 特集
ねんきん定期便の見方について 3
- 調査資料から
年次有給休暇の取得が過去最高に〜厚労省「令和 5 年度就労条件総合調査」 4
- PRIVATE
大原〜鞍馬(京都一周トレイル) 4
岩屋堂公園〜定光寺公園(東海自然歩道)

■ 健康保険に関する最新情報

令和 5 年度被扶養者資格再確認の実施方法等について

■ 「被扶養者資格再確認」とは

健康保険の被扶養者は、法令で毎年一定の期日を定め確認することとされています。協会けんぽ加入事業者には、令和 5 年度分の書類が、令和 5 年 10 月下旬から 11 月上旬にかけて順次発送されています。

■ 提出期限までに事業者がすべきこと

提出期限は、令和 5 年 12 月 8 日(金)です。期限までに、自社の被保険者に対して、令和 5 年 9 月 16 日現在の被扶養者(4 月 1 日時点で 18 歳未満の方、4 月 1 日以降に被扶養者になった方、任意継続被保険者の被扶養者は対象外)について、文書等により被扶養者の要件を満たしているかを確認し、被扶養者状況リストに結果を記入します。

別居している被扶養者、海外に在住している被扶養者については厳格な方法による再確認が必要となるため、協会けんぽから送られてくる被扶養者状況リストに同封の被扶養者現況申立書を記入し、確認書類とともに提出します。

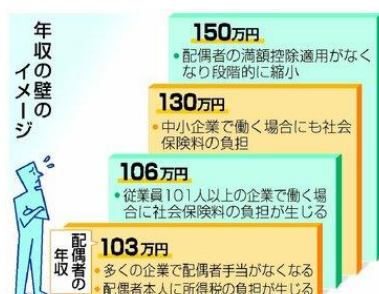
■ 「年収(130 万円)の壁」対応の内容

政府の「年収の壁・支援強化パッケージ」により、年収が 130 万円以上であっても人手不足による労働時間延長等

に伴う一時的な収入増加である場合、その旨の事業主証明を添付することで、迅速な被扶養者認定を可能とする方針が示されました。

そのため、上記に該当することが確認できた場合は、被扶養者状況リストの「変更なし」にチェックをしたうえで、「一時的な収入変動」に係る事業主証明と併せて提出します。所得証明書等を提出する必要はありません。

なお、収入増加の理由が人手不足による労働時間延長等に伴う一時的な収入増加でない場合は、事業主証明の提出は不要です。



■雇用保険に関する最新情報

雇用保険の適用拡大に関する見直しの方向性（案）について

11月22日、第187回労働政策審議会職業安定分科会雇用保険部会が開催され、雇用保険の適用拡大に関する見直しの方向性（案）が示されました。

次の5つが示されています。

1. 週所定労働時間20時間未満の労働者について、雇用保険の適用を拡大し、雇用のセーフティネットを広げる。
2. 適用拡大の範囲については、給付と負担のバランスのほか、申請手続等を含む事業主の負担や被保険者の増加に伴う制度運営コスト等も踏まえ検討してはどうか。
※ 仮に週所定労働時間10時間以上まで適用拡大した場合は最大約500万人が、15時間以上まで適用拡大した場合は最大約300万人が新規適用となると見込まれる。
3. 新たに適用拡大により被保険者となる層の給付は、現行の被保険者と同様とし、適用要件を満たした場合、失業等給付（基本手当等、教育訓練給付等）、育児休業給付、雇用保険二事業の対象としてはどうか。週所定20時間以上の被保険者と給付対象を同様のものとする以上、保険料率等についても同水準として設定する。
4. 現状、週所定20時間の労働者を基準に設定されている①被保険者期間の算定基準、②失業認定基準、③賃金日額の下限額、最低賃金日額等については、適用拡大の範囲に対応したものとして見直す。
5. 複数就業者に対する雇用保険の適用については、現在試行中の65歳以上の者を対象とした本人申請方式による任意加入制度が、令和4年1月から施行されており、施行後5年を目処にその効果等を検証することとされていることを踏まえ、引き続き、検討する。

●数の推移

→ここ数年は横ばいで推移しているものの、2013年以降

増加を続けており雇用者総数に占める割合も増加傾向

●週間就業時間階級別雇用者数

→2022年は718万人

●男女別構成比（2022年平均）

→女性が7割超を占めており、男性は3割弱にとどまっている。就業時間別にみると、週10時間以上の者が、女性はおよそ7割、男性はおよそ6割

●年齢階級別

→65歳以上が最も多く、特に男性では34.3%

→女性も65歳以上の割合が最も高い（19.2%）が、40～64歳の年齢階級で10%前後の割合

●産業別

→「卸売業、小売業」23.1%、「医療、福祉」16.5%、「宿泊業、飲食サービス業」15.3%

●雇用形態別

→「パート・アルバイト」が約8割

●短時間勤務の理由

→「自分の都合のよい時間（日）に働くことができるから」60.3%、「長時間働くことが体力的に厳しいから」23.7%、「就業調整ができるから」17.8%

●就業調整の有無

→「行っている」31.3%、「行っていない」68.7%

●雇用保険への加入希望の状況

→週間就業時間別のどの区分でも「加入したくない」の割合が多くなっているが、労働時間が長くなるにつれて加入希望も多くなる傾向

→加入したい理由はどの区分でも「失業給付を受けられるから」が最も多く、約7割

→加入したくない理由はどの区分でも「保険料の負担があるから」が最も多く、特に労働時間が長くなるにつれてその割合も高くなる傾向

■医療保険に関する最新情報

後期高齢者の医療保険の負担見直しについて

■段階的に保険料の負担増

一定以上の収入がある75歳以上の高齢者の医療保険料を引き上げる健康保険法などの改正案が成立し、令和6年度より高齢者の負担が段階的に増えることとなりました。

改正には、75歳以上が出産育児一時金の財源の一部を負担するようにするほか、現役世代の負担を軽減する狙いがあります。

まず、令和6年度に、年金収入211万円超の人の保険料が上がり、令和7年度には153万円超の人も対象となります。後期高齢者の約4割が対象となる見込みです。厚生労働省の試算では、高齢者の1人あたりの保険料は年平均で約5000円増え、令和7年度は8万7200円になると見込んでいます。

■年収別の引き上げ額について

年収別には、年収200万円の人は、令和7年度に年3,900円増、年収400万円の人は、年1万4,000円増となる見通しで、これに加えて、高齢化などによる自然増による負担も加わります。年収1,100万円超の場合は、保険料の上限が現在年間66万円から令和6年度に73万円、令和7年度から80万円に引き上げられます。

保険料の負担増は、今後もさらなる検討がなされる予定で、年齢にかかわらず収入に応じた負担を求める動きが高まっていくことが予想されています。

【75歳以上の医療保険料の変化(厚生労働省試算)】

年収	令和5年度		負担増		令和7年度
80万円	14,300	+	なし	+	15,100
200万円	82,100	+	3,900	+	90,700
400万円	205,600	+	14,000	+	131,300
1,100万円	660,000	+	130,000	+	800,000

高齢化などによる自然増

⇒

⇒

⇒

⇒



ねんきん定期便の見方について

毎月誕生月に送られてくる「ねんきん定期便」には、年金の見込み額のほか、年金の計算の基礎となる重要な情報が記載されています。今回は、この「ねんきん定期便」の見方についてご案内させていただきます。お役立てください。なお、すでに年金を受給されている方で、1年間被保険者期間のない方には送られてきません。

■ねんきん定期便の概要

☞送付対象者

- ・国民年金、厚生年金保険の被保険者
- ・年金受給者のうち1年間に被保険者期間がある人

☞送付形式と通知内容

送付形式	通知内容
はがき	① これまでの保険料納付額(累計額) ② 月別状況(直近13か月) ③ これまでの年金加入期間(全期間・月数) ④ 【50歳未満】これまでの加入実績に応じた金額 【50歳以上】老齢年金の種類と見込み額(年額) ※直近1年間以内に被保険者期間のある受給者には①②③のみ通知
封書 【35歳・45歳・59歳】	上記①③④に加え ⑤ これまでの年金加入履歴(勤務先名称、資格取得日と喪失日等を記載したより詳細な記録) ⑥ これまでの厚生年金保険における標準報酬月額などの月別状況(全期間) ⑦ これまでの国民年金保険料の納付状況

50歳未満の人と50歳以上の人の通知内容が異なります。

【50歳未満の人】

50歳未満の人には、これまでの加入実績に応じた年金額が通知されますが、これは老齢年金の受給に必要な受給資格期間を満たしているかどうかにかかわらず、定期便作成時点での加入実績にもとに算出された額で、以降の加入実績によって変動します。なお、厚生年金基金に加入履歴のある人は、基金の代行部分も含まれています。

【50歳以上の人】

老齢基礎年金の受給期間を満たしている50歳以上の人は、老齢年金の種類と見込み額が通知されます。

このうち

60歳未満の人⇒現在の年金制度に60歳まで同じ条件で加入し続けたと仮定して、65歳からの年金見込み額

60歳以上65歳未満の人⇒これまでの年金加入実績にもとに算出された65歳からの年金見込み額

65歳以上の人⇒65歳時点の加入実績をもとに算出された額

※特別支給の老齢厚生年金が受給できる人には、見込み額が併記されます。

■年金記録確認について

定期便を送付する目的は、これまでの年金記録を被保険者に確認してもらい、正しい記録で年金を受け取ってもらうことにあります。

「もれ」や「誤り」がないかをチェックします。次のような事項について確認するといいでしょう。

☞20歳到達時の年金加入はあるか

⇒平成3年3月までの学生は、任意加入だったため未加入の場合も多いです。記録がない場合は、20歳時点の職業や婚姻暦等を思い出して、記録に間違いがないか確認してください。

☞記録の間の空いている期間に加入歴はないか

⇒転職・転勤、出向等で加入期間が短く、頻繁に異動のある人、退職後、結婚や離婚で姓が変わった人、任意加入の時期に国民年金に加入していた人、勤務先が合併、社名変更、倒産等のあった人、氏名の読み仮名が難しい人、海外勤務のある人は記録漏れがないか確認してください。

☞資格取得日と資格喪失日は正しいか

⇒厚生年金保険の場合、原則として資格取得日は入社日、資格喪失日は退職日の翌日です。被保険者期間は資格取得の日の属する月から資格喪失日の属する日の属する月の前月までです。月単位ですから1日の違いで被保険者期間が1か月増減することもあります。

☞標準報酬月額や賞与額は正しいか

⇒標準報酬月額や賞与額についても確認する必要がありますが、注意したいのは標準報酬月額も賞与額も上限があることです。現在報酬が635,000円以上の人の記録は650,000円です。(過去から上限額は変動していますので、該当する人はご確認ください。)

近年、転職も頻繁にありますね。毎年通知されるねんきん定期便を活用することをお勧めします。

■ 調査資料から

年次有給休暇の取得が過去最高に～厚生労働省「令和5年度就労条件総合調査」

今回から労働・雇用・社会保険等に関する各種調査資料を掲載させていただきます。日頃の業務に役立つ資料を選んで掲載させていただきますので、ご活用ください。

◆ 年次有給休暇の取得率が初の6割超え

厚生労働省の令和5年「就労条件総合調査」結果によると、令和4年の年次有給休暇の付与日数の平均は17.6日（前年調査17.6日）、実際に取得した日数は10.9日（同10.3日）で、平均取得率は62.1%（前年比3.8ポイント増）と初めて6割を超え、昭和59年以降では過去最高となりました。

産業別にみると、郵便局、農業協同組合等の「複合サービス事業」が74.8%と最も高く、「宿泊業、飲食サービス業」が49.1%と最も低くなりました。

政府は、「過労死等の防止のための対策に関する大綱」（令和3年7月30日閣議決定）において、令和7年までに年次有給休暇取得率を70%以上とすることを目標に掲げています。

◆ 有給休暇の取得率を上げるためには？

厚生労働省は、毎年10月を「年次有給休暇取得促進期間」として、年次有給休暇を取得しやすい環境整備を推進するための集中的な広報を行っています。今年も、リーフレットにて「年次有給休暇の計画的付与制度」の導入、年次有給休暇付与計画表による個人別付与方式の活用方法について紹介しました。

平成31年4月に年次有給休暇の年5日取得義務が施行されて以来、年次有給休暇の取得率は過去最高となりましたが、政府の目標の70%には及ばない状況です。年次有給休暇の取得率を上げるにはどのような取組みが必要なのか、取得のすまぬ企業は厚生労働省の年次有給休暇取得促進特設サイトを参考にしながら検討する必要があります。

【厚生労働省「令和5年就労条件総合調査の概況」】

□ PRIVATE

大原三千院～鞍馬(京都一周トレイル)

恒例となったM山の会京都一周トレイルに参加してきました。今年は1日目貴船神社から鞍馬、2日目大原から鞍馬を計画されていましたが、私は2日目のみの参加。

大原三千院は、紅葉の時期とあって、インバウンドも多く、観光客で混んでいました。ここをスタートに鞍馬までの約8.6kmの京都の山を歩きます。こんなところでも熊が出没するようで最近出没した張り紙が貼ってありました。静原神社の紅葉は、ひときわきれいでした。山の会のメンバーと一緒に京都の紅葉を楽しんできました。



大原三千院

岩屋堂公園～定光寺公園(東海自然歩道)

翌週は名古屋の山の会のメンバーと紅葉登山です。計画では岩屋堂公園をスタートし、定光寺公園まで歩く予定でしたが、この時期日が暮れるのが早く、とても計画通りいかないことがわかり、岩巢山を下山したところから、途中電車バスを使って定光寺公園へ。

定光寺公園と定光寺では、色づきもよく美しい紅葉を見ることができました。定光寺駅の近くで、年2回の旧国鉄愛岐トンネル群の特別公開も見ることができ、バス・電車の乗り継ぎもうまくいって大満足の紅葉登山となりました。2週連続して2つの紅葉を堪能した11月でした。



定光寺公園

瀬良社会保険労務士・FP事務所

代表 瀬良 孝司

〒458-0826

名古屋市緑区平子が丘3029

TEL 052-623-8769 090-9910-2988

FAX 052-623-8769

E-mail mount-like94@ksh.biglobe.ne.jp

<http://www7b.biglobe.ne.jp/~sr-sera/> (事務所 HP)

<http://www7b.biglobe.ne.jp/~yamasaki-serappe/> (PRIVATE)